

# 介護予防訪問リハビリ・訪問リハビリテーション料金表

令和6年(2024年)6月1日 改定

## 基本サービス費

\* 居宅サービス費の4級地(神戸市)で計算した額です。

単位(円)

	単位	1割負担	2割負担	3割負担
訪問リハビリテーション費 ※ 1回あたり20分以上で1週に6回を限度と定められていますが、退院(所)日から起算して3月以内の利用者は1週に12回までご利用が可能です。	20分の場合 308単位/回	329	657	985
	40分の場合 616単位/回	657	1,314	1,970
介護予防訪問リハビリテーション費 ※ 1回あたり20分以上で1週に6回を限度と定められていますが、退院(所)日から起算して3月以内の利用者は1週に12回までご利用が可能です。	20分の場合 298単位/回	318	636	953
	40分の場合 596単位/回	636	1,271	1,906
※ 利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防訪問リハビリテーションを行った場合は減算となります。※30単位/回の減算 ただし3月に1回はリハビリ会議を開催し、利用者の状況を構成員と共有、状態変化に応じてリハビリ計画書の見直し、また、リハビリデータを定期的に厚生労働省へ提出し必要な情報を活用することで減算(30単位/回)は行わないこととされています。	20分の場合 268単位/回	286	572	857
	40分の場合 536単位/回	572	1,143	1,714
サービス提供体制強化加算(Ⅰ) ※ 7年以上勤続の職員を配置している場合	6単位/回	7	13	19
サービス提供体制強化加算(Ⅱ) ※ 3年以上勤続の職員を配置している場合	3単位/回	4	7	10

## 要介護利用の加算

\* 加算料金については該当される場合のみの算定となります。

	単位	1割負担	2割負担	3割負担
リハビリテーションマネジメント加算(イ) ※ リハビリ会議を開催し、利用者情報を構成員と共有し、リハビリ専門職がリハビリ計画書の内容を説明、同意を得るとともに医師に報告します。	180単位/月	192	384	576
リハビリテーションマネジメント加算(ロ) ※ (イ)の要件に加え、リハビリ計画書等の情報を厚生労働省に提出します。	213単位/月	227	454	681
事業所の医師が利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得た場合 ※ 加算(イ)又は(ロ)に加え270単位を加算	270単位/月	288	576	864
短期集中リハビリテーション実施加算 ※ 退院(所)日または新規認定有効期間開始日から3月以内 ※1日20分以上	200単位/日	214	427	640
認知症短期集中リハビリテーション実施加算 ※ 退院(所)日または訪問開始日から3月以内 ※1週に2日を限度	240単位/日	256	512	768
口腔連携強化加算 ※ 口腔内の状態を評価し、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し当該評価の結果を情報提供した場合 ※1月に1回を限度	50単位/回	54	107	160
退院時共同指導加算 ※ 理学療法士等が医療機関の退院前カンファレンスに参加し、在宅でのリハビリテーションに必要な指導を共同して行った場合 ※当該退院につき1回に限る	600単位/回	640	1,280	1,919
移行支援加算 ※ 終了後の情報を介護支援専門員から情報提供を受けたり、当事業所の訪問リハビリを利用終了し社会参加等を支援した利用者の占める割合が5%を超えるなど厚生労働大臣が定める基準に適合する場合	17単位/日	19	37	55

## 要支援利用の加算

\* 加算料金については該当される場合のみの算定となります。

	単位	1割負担	2割負担	3割負担
短期集中リハビリテーション実施加算 ※ 退院(所)日または新規認定有効期間開始日から3月以内 1月以内:1日40分以上,1月超3月以内:1日20分以上	200単位/日	214	427	640
口腔連携強化加算 ※ 口腔内の状態を評価し、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し当該評価の結果を情報提供した場合 ※1月に1回を限度	50単位/回	54	107	160
退院時共同指導加算 ※ 理学療法士等が医療機関の退院前カンファレンスに参加し、共同指導を行った場合 ※当該退院につき1回に限る	600単位/回	640	1,280	1,919

## キャンセル料

\* お客様の都合によりサービスを中止する場合は、次のキャンセル料をいただきます。

利用日の2日前までに連絡があった場合	無料
利用日の前日に連絡があった場合	利用料自己負担部分の30%
利用日の前日までに連絡がなかった場合	利用料自己負担部分の50%